

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公 印 省 略 )

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 61 号。以下「改正材料価格基準」という。）が本日付けをもって告示され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号。以下「材料価格基準」という。）が改正されたところであるが、別表 VI 及び VII に規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、令和 6 年 6 月 1 日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）は、令和 6 年 5 月 31 日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（令和 6 年 2 月 14 日産情発 0214 第 5 号、保発 0214 第 4 号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準 V に規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯周組織再生材料とは、定義通知別表 IV に規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なものであること。
- (2) インプラント体、暫間装着体、スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダーとは、定義通知別表 IV に規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用さ

れる材料であって、広範囲頸骨支持型装置埋入手術が可能なものであること。

### 3 材料価格基準の別表のVIに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数は、別紙1に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) 歯科用コバルトクロム合金線（バー用）及び歯科用ステンレス鋼線（バー用）とは、定義通知別表V022及びV024に規定するものであり、屈曲バー用をいうものであること。
- (3) スルフォン樹脂レジン歯とは、定義通知別表V033及びV034に規定するものであり、ポリサルファン樹脂レジン歯及びレイニング人工歯をいうものであること。
- (4) 硬質レジン歯とは、定義通知別表V035及びV036に規定するものであり、一般的名称が「硬質レジン歯」であり、かつ、2層又は3層構造を有し、エナメル部の硬さが21HV0.2以上のレジン歯をいうものであること。
- (5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表V045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用ポリエーテルサルホン樹脂、義歯床用ポリサルファン樹脂、義歯床用ポリカーボネート樹脂、アクリリック樹脂及びポリエステル樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。
- (6) 歯科用合着・接着材料Iとは、定義通知別表V046に規定するものであり、接着性レジンセメント及び接着性グラスアイオノマー系レジンセメントをいうものであること。
- (7) 歯科用合着・接着材料IIとは、定義通知別表V047に規定するものであり、グラスアイオノマーセメント及びシアノアクリレート系セメントをいうものであること。
- (8) 歯科用合着・接着材料IIIとは、定義通知別表V048に規定するものであり、歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント及び仮着用セメントをいうものであること。
- (9) 歯科充填用材料Iとは、定義通知別表V049に規定するものであり、光重合型複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及び光重合型充填用レジン強化グラスアイオノマー並びに初期う蝕小窓裂溝填塞材で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (10) 歯科充填用材料I・複合レジン系の特定保険医療材料には、フィラーの含有量によらず、高分子系の初期う蝕小窓裂溝填塞材が含まれること。
- (11) 歯科充填用材料IIとは、定義通知別表V050に規定するものであり、複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及びグラスアイオノマーセメント（充填用）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (12) スクリューポストとは、定義通知別表V057に規定するものであり、支台築造用に用いるスクリュー型の合釘をいうものであること。
- (13) ファイバーポストとは、定義通知別表V059に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス纖維を68%以上含有する合釘をいうものであること。
- (14) スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダーとは、定義通知別表Vに規定するものであり、広範囲な頸骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲頸骨支持型補綴が可能なものであること。
- (15) その他の特定保険医療材料料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。

### 4 材料価格基準の別表のVIIに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯科矯正に係る材料料点数は、別紙2に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) その他の1と共に項目については1と同様であること。

### 5 その他

材料価格基準別表VIに掲げるもののうち、002から006まで及び010から013までの規定並びに本通知の別紙1掲げるもののうち、M002の1の(1)、M010、M010-3、M010-4の1、M011、M017、M020の1及び2、M021の2、M021-2の1、M021-3の2の（根面板の保険医療材料料（1歯につき））並びにM023の1の(1)については、改正材料価格基準及び「特定保険医療材料及びその材

料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について（令和6年3月5日保医発0305第9号）の価格と同一であるが、いずれも令和6年6月1日に別途改正予定であること。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1歯につき) )

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯	84点
ロ 小臼歯・前歯	52点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27点
ロ 小臼歯・前歯	15点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27点
ロ 小臼歯・前歯	15点

(2) その他の場合

イ 大臼歯	33点
ロ 小臼歯・前歯	21点

(ファイバーポスト)

1本につき	61点
-------	-----

M005 装着

1 歯冠修復物 (1個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系	
a 標準型	17点
b 自動練和型	38点
ロ グラスアイオノマー系	

a 標準型	10点
b 自動練和型	12点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

(3) 歯科用合着・接着材料 III

2 仮着 (1歯につき) 4点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系	
a 標準型	17点
b 自動練和型	38点

ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10点
b 自動練和型	12点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

(3) 歯科用合着・接着材料 III又は歯科充填用即時硬化レジン 4点

M009 充填（1窓洞につき）

1	歯科充填用材料 I	
(1)	複合レジン系	
イ	単純なもの	11 点
ロ	複雑なもの	29 点
(2)	グラスアイオノマー系	
イ	標準型	
a	単純なもの	8 点
b	複雑なもの	21 点
ロ	自動練和型	
a	単純なもの	9 点
b	複雑なもの	23 点
2	歯科充填用材料 II	
(1)	複合レジン系	
イ	単純なもの	4 点
ロ	複雑なもの	11 点
(2)	グラスアイオノマー系	
イ	標準型	
a	単純なもの	3 点
b	複雑なもの	8 点
ロ	自動練和型	
a	単純なもの	6 点
b	複雑なもの	17 点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1	14カラット金合金	
(1)	インレー	
	複雑なもの	1,224 点
(2)	4分の3冠	1,530 点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	大臼歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	350 点
b	複雑なもの	647 点
ロ	5分の4冠	814 点
ハ	全部金属冠	1,024 点
(2)	小白歯・前歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	238 点
b	複雑なもの	473 点
ロ	4分の3冠	585 点
ハ	5分の4冠	585 点
ニ	全部金属冠	733 点
3	銀合金	
(1)	大臼歯	
イ	インレー	

a	単純なもの	24 点
b	複雑なもの	41 点
ロ	5分の4冠	54 点
ハ	全部金属冠	66 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	15 点
b	複雑なもの	31 点
ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	38 点
ハ	5分の4冠(乳歯を除く。)	38 点
ニ	全部金属冠	48 点
M010-2	チタン冠(1歯につき)	66 点
M010-3	接着冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1)	前歯	585 点
(2)	小臼歯	585 点
(3)	大臼歯	814 点
2	銀合金	
(1)	前歯	38 点
(2)	小臼歯	38 点
(3)	大臼歯	54 点
M010-4	根面被覆(1歯につき)	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ	大臼歯	350 点
ロ	小臼歯・前歯	238 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	24 点
ロ	小臼歯・前歯	15 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	グラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	913 点
2	銀合金を用いた場合	107 点
M011-2	レジン前装チタン冠	66 点
M015	非金属歯冠修復(1歯につき)	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料(IV) 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料(I) 181点

(2) CAD/CAM冠用材料(II) 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料(III) 316点

注 CAD/CAM冠用材料(III)を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料(V) 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料(I) 181点

(2) CAD/CAM冠用材料(II) 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料(III) 316点

注 CAD/CAM冠用材料(III)を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき） 29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,179点

ロ 小臼歯 888点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 53点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 708点

ロ 小臼歯 888点

ハ 大臼歯 1,179点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 67点

ロ 小臼歯 67点

ハ 大臼歯 67点

M017-2 高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき） 1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1歯から4歯まで	2点
(2)	5歯から8歯まで	3点
(3)	9歯から11歯まで	5点
(4)	12歯から14歯まで	7点
2	総義歯（1顎につき）	10点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020	鋳造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	1,587点
	ロ 犬歯・小臼歯	1,291点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	1,291点
	ロ 犬歯・小臼歯	991点
	ハ 前歯（切歯）	763点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	943点
	ロ 犬歯・小臼歯	737点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	647点
	ロ 犬歯・小臼歯	563点
	ハ 前歯（切歯）	522点
3	鋳造用コバルトクロム合金	5点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	756点
(2)	二腕鉤（レストつき）	585点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	261点
(2)	犬歯・小臼歯	281点
(3)	大臼歯	323点
2	鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30点
(2)	犬歯・小臼歯	30点
(3)	大臼歯	30点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777点

2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
イ 大臼歯	647点
ロ 小臼歯・前歯	473点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	41点
ロ 小臼歯・前歯	31点
(キーパー)	
1個につき	233点
M023 バー (1個につき)	
1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	1,511点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	30点
M030 有床義歯内面適合法	
軟質材料を用いる場合 (1顆につき)	
1 シリコーン系	166点
2 アクリル系	99点

(別紙2)

材料料

N008 裝着

1 帯環 (1個につき)	
(1) 歯科用合着・接着材料 I	
イ レジン系	
a 標準型	17点
b 自動練和型	38点
ロ ガラスアイオノマー系	
a 標準型	10点
b 自動練和型	12点
(2) 歯科用合着・接着材料 II	12点
(3) 歯科用合着・接着材料 III	4点
2 ダイレクトボンドブラケット (1個につき)	
ダイレクトボンド用ボンディング材料	6点

N008-2 植立 (1本につき)

歯科矯正用アンカースクリュー	378点
----------------	------

N012 床装置 (1装置につき)	15点
N013 リトラクター (1装置につき)	540点
N014 プロトラクター (1装置につき)	1,224点
N015 拡大装置 (1装置につき)	
1 床拡大装置	80点
2 ポータータイプ (装着材料料との合計により算定する。)	8点
3 スケレトンタイプ (装着材料料との合計により算定する。)	237点

N016 アクチバトール (FKO) (1装置につき)

1 アクチバトール	14点
-----------	-----

2 ダイナミックポジショナー	40点
----------------	-----

N017 リンガルアーチ (1装置につき)

N018 マルチブラケット (1装置につき)	224点
1 矯正用線 (丸型)	11点
2 矯正用線 (角型)	12点
3 矯正用線 (特殊丸型)	19点
4 矯正用線 (特殊角型)	23点
5 超弾性矯正用線 (丸型及び角型)	27点

N019 保定装置 (1装置につき)

1 プレートタイプリテナー	15点
---------------	-----

2 メタルリテナー	95点
-----------	-----

3 スプリングリテナー	6点
-------------	----

4 リンガルアーチ	224点
-----------	------

5 リンガルバー	
----------	--

不錫鋼及び特殊鋼	34点
----------	-----

6 ツースポジショナー	40点
-------------	-----

7 フィクスドリテナー	45点
-------------	-----

N020 鉤 (1個につき)

1	簡単なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	4 点
2	困難なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	7 点
N021	帯環（1個につき）	
1	帯環のみ	
	(1) 切歯	16 点
	(2) 犬歯・臼歯	16 点
2	ブラケット付帯環	
	(1) 切歯	31 点
	(2) 犬歯・臼歯	31 点
3	チューブ付帯環	
	臼歯	59 点
N022	ダイレクトボンド用ブラケット（1個につき）	30 点
N024	弾線（1本につき）	5 点
N025	トルキングアーチ（1本につき）	23 点